

事前点検シート

計画主体名	下 野 市		
計画期間 実施期間	H 2 8 ～ H 3 0 H 2 8	総事業費（交付金）	1 2 1, 0 3 4 千円（6 0, 5 1 7 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に資する目標を交流人口の増加（13,840人）及び地域産物の販売額の増加（84,167千円）としており、基本方針に合致している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適	子ども農山漁村交流プロジェクトに関する取組を含めたイベントの開催や、交流人口及び地域産物の販売額の増加を図る地域振興の拠点として農産物直売所・加工所の施設建設を交付対象事業としており、構成は妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本活性化計画における事業は、下野市総合計画の主要事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられており、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	活性化計画及び交付対象事業別概要は、石橋地区都市農村交流施設整備検討会を通じて、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	石橋地区都市農村交流施設整備検討会において、女性の意見や提案などを聞く機会を設けている。

事業の推進体制は確立されているか	適	活性化計画等に位置づけられている事業の推進のため、関係農業者の代表等により石橋地区都市農村交流施設整備検討会を設立しており、事業の推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	地域振興の拠点として農産物直売所・加工所を一体的に整備することは、子ども農山漁村交流プロジェクトに関する取組を含めたイベントの開催と合わせ、交流人口及び地域産物の販売額の増加を図るものであり、目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか	—	該当なし
計画期間・実施期間は適切か	適	実施要綱及びガイドラインの規定から、計画期間3年、実施期間1年は適切である。 実施期間：平成28年度 計画期間：平成28年度～平成30年度
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	交付金要望額60,517千円は、交付限度額（事業費121,034千円×交付額算定交付率：1/2=60,517千円）で交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回の事業については、新規のものである。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっている。また、設計・施工等における検査体制は確保されている。

	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	適	<p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっている。</p>
<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙 6 に定める基準を満たしているか</p>		—	<p>該当なし</p>
<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>		適	<p>減価償却資産の対応年数等に関する省令別表第一及び別表第二により、木造の建物（店舗用 22 年）、建物付属設備（電気給排水設備 15 年、空調設備 13 年、飲食店業用設備 8 年）、その他（事務機器 5 年）であり、いずれも基準を満たしている。</p>
<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	適	<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき算出した。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>	適	<p>当該事業の投資効果は 1.76 で、算定結果は 1.0 以上となっている。</p>
<p>事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか</p>		適	<p>実施要綱に定める要件類別 3 であり、市が事業主体として地域資源活用総合交流促進施設（受入機能強化施設）を整備するもので、当該施設はグリーンツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るためには必要な施設であり、実施要綱及び運用に定める要件・基準を全て満たしている。</p>
<p>個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか</p>		適	<p>市が設置及び管理に関する条例を整備し管理するもので、本事業以外の目的外使用のおそれはない。</p>
<p>施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か</p>			

	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	既存施設の入込客数を基に実績から推計するとともに、当該施設の整備による入込客数の増加も見込んでおり適正である。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣の類似施設として市内2箇所の直売所と市内のJA直売所を調査し、品質と品揃えで近隣の類似施設と差別化を図るとともに、個人単位で組織する市内の直売所との連携により、施設利用者の増加を確保することができる。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	利用者の中心は当該事業地を通過する都市住民や近隣住民等と想定される。また、本市は気候条件に大きな影響を受けることなく農産物の生産が可能であることから通年出荷が可能であり、施設は通年利用とした。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	位置は国道352号沿いとし、交通量や近隣類似施設との比較により規模は適正なものとしている。立地条件を生かし、当該地区の中心として利便性と他施設（近隣に再整備予定の総合運動公園や、周辺のグリムの森など観光施設）との有機的な連携のもと、事業を有効に実施する。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適	加工所の整備に伴い新たなブランド品の創出や、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制を検討し利用計画に反映している。
	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	地区内には直売や加工に取り組む女性が多く、施設を効果的に活用することで女性参画が促進される。また、計画時から専門部会に参画いただき、その結果を反映することで、女性に開かれた施設の整備に取り組んでいる。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適	県の建築設計基準により適正な算出を実施している。また、施設の全体事業費での比較においても過大な積算となっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適	事前に十分な設計協議を行い、石橋地区都市農村交流施設整備検討会の意見も踏まえ、建設・設備コストの低減に努めている。

	<p>付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	—	該当なし
	<p>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	適	<p>備品はレジや複写機など汎用性の高いものでなく、導入にあたっては事前に協議を行い、適正なもののみ計上している。</p>
<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	適	<p>整備予定地は国道 352 号沿いの南側に位置し、国道 4 号からも西へ 1.9km と立地条件が良く、交通量も見込まれる。また、来場者・農業者ともに利便性が良く、姿川に接して美しい田園風景が広がる恵まれた自然環境を有する農村地域であり、都市と農村の交流促進の利点を備えている。</p>	
<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	適	<p>施設用地は確保されている。</p>	
<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興付金実施要領の別紙 6（平成 28 年 4 月 〇日付け 28 農振第 〇号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	—	該当なし	
<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>			
	<p>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I の第 2 の 4 の（3）の基準に照らし適正であるか</p>	—	該当なし
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m²以内か（既存施設は除く）</p>	適	<p>本施設は延べ床面積 417.36 m²で 1,500 m²以内である。</p>
	<p>地域間交流拠点については、延べ床面積 m²当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m²以内の交付算定額となっているか）</p>	適	<p>施設（建物）工事費 140,981 千円 ÷ 417.36 m² = 33.7 万円/m²で面積当の金額 29 万円/m²以内を対象としている。なお、面積当たりの整備基準単価を超える部分は市の単独負担事業としており、基準を満たしている。</p>
<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>			

	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適	施設利用者のニーズに対応するため、地域間流通や周辺地域を包含した情報発信機能を導入するなど地区内外の相互連携を促進する施設である。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適	本事業により整備する地域資源活用総合交流促進施設（受入機能強化施設）の施設利用者のニーズに応じた品目を可能な限り農業者の理解と協力により生産・提供する。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適	本施設は通年稼働であり、継続的な雇用と所得を生み出すものである。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適	本市では加工品製造許可を保有する女性が多く、開発の促進と高付加価値化を図るとともに農産物の販売活動により、女性の積極的な活動による取り組みを進めていく。
	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	市において、平成28年度予算を計上しており、事業計画についても財政当局と協議済みであり、起債事業を含め、資金調達の調整もなされている。
	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	入札方式は条件付き一般競争入札となっている。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	施設の設置及び管理については条例を制定し、適正な維持管理を行うとともに経営計画の策定、施設の管理更新等に係る資金について検討している。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	農産物販売施設の事業費や運営費を積算し、収支計画を策定しており、事業アドバイザーとして中小企業診断士にも参画いただき、事業の進捗に合せて適正に経営診断を受けている。
	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	集会施設整備事業を併せて実施するが、施設整備にあたっては事業別に区分する計画としており、整備範囲及び事業費については明確に区分している。

他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他事業への重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適	他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではない。

注 1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。